

第99号議案

足立区における公共サービス改革の推進に関する条例

上記の議案を提出する。

平成18年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区における公共サービス改革の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 公共サービス改革実施方針（第6条）

第3章 官民競争入札及び民間競争入札

　第1節 官民競争入札（第7条—第11条）

　第2節 民間競争入札（第12条・第13条）

第4章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施

　第1節 契約（第14条—第16条）

　第2節 対象公共サービスの実施（第17条・第18条）

　第3節 監督（第19条・第20条）

第5章 区が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施（第21条）

第6章 公共サービス改革委員会（第22条）

第7章 雜則（第23条）

第8章 罰則（第24条—第26条）

付則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、足立区（以下「区」という。）が自ら実施する公共サービスに関し、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される業務について、透明かつ公正な競争の下で公共

サービスの改革を実施するため、その基本理念、実施方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、公共サービス改革委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公共サービス」とは、区の事務又は事業として行われる区民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 施設の設置、運営又は管理等の業務
- (2) 窓口における相談等の業務
- (3) 研修、調査若しくは研究の業務又は庶務関連等の業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも区が自ら実施する必要がない業務

2 この条例において「官民競争入札」とは、区と民間事業者との間ににおいて、公共サービスを実施する者を決定するための手続であって、第3章第1節の規定により行われるものとをいう。

3 この条例において「民間競争入札」とは、民間事業者の間において、公共サービスを実施する者を決定するための手続であって、第3章第2節の規定により行われるものとをいう。

4 この条例において「公共サービス実施民間事業者」とは、第14条第1項の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者とをいう。

(基本理念)

第3条 公共サービスの改革は、区がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不斷の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、区民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、区議会、区民評価委員会（足立区区民評価委員会条例（平成18年足立区条例第1号）第1条に規定する足立区区民評価委員会をいう。）及び公共サービス改革委員会（第22条に規定する委員会をいう。以下第4章までにおいて同じ。）等の意見を参考として、その対象とする公共サービスを適切に選定するほか、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 前項において、民間事業者の創意と工夫を抑制する規制は、必要最小限のものに限るとともに、区は、公共サービスの質の維持及び向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区は、第1項の見直しを通じ、公共サービスのうち、区の事務又は事業として行う必要がないと認めるものは、これを廃止するものとする。
- 4 区は、公共サービスに関し見直しを行うなかで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第5項に定める特定公共サービスの範囲の変更その他法の改正等が必要と認めるときは、国に対して必要な措置を講ずるよう要望するものとする。

（民間事業者の責務）

第5条 公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する区民の信頼を確保するように努めなければならない。

第2章 公共サービス改革実施方針

第6条 区長は、公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項並びに公共サービスの改革の実施に関し必要な事項を定めた実施方針（以

下「実施方針」という。)を策定するものとする。

- 2 区長は、実施方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、実施方針の策定について必要な事項は、規則で定める。

第3章 官民競争入札及び民間競争入札

第1節 官民競争入札

(官民競争入札実施要項)

第7条 区長は、官民競争入札を実施する場合は、実施する公共サービス(以下「官民競争入札対象公共サービス」という。)ごとに、速やかに、実施方針に基づき、官民競争入札実施要項を定めるものとする。

- 2 区長は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、公共サービス改革委員会の意見を聴くものとする。
- 3 区長は、官民競争入札実施要項を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、官民競争入札対象公共サービスの質、同サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他官民競争入札実施要項の策定について必要な事項は、規則で定める。

(欠格事由)

第8条 法第10条各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 第16条第1項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して5年を経過しない者
- (3) 公共サービス改革委員会の委員又は当該委員と規則で定める直接の利害関係のある者

（官民競争入札への参加）

第9条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従って、次に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして区長が定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を区長に提出することにより、申込みを行うものとする。

（1）官民競争入札対象公共サービスの質の維持及び向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法

（2）入札金額

2 官民競争入札に参加する区長は、官民競争入札実施要項に従って、前項第1号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。

3 第1項の規定により申込みを受けた区長は、速やかに、前2項の書類の写しを公共サービス改革委員会に送付しなければならない。

（官民競争入札の実施及び落札者等の決定）

第10条 区長は、第7条に定められた官民競争入札実施要項の内容に基づき、前条第1項及び第2項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、区長は、公共サービス改革委員会の意見を聞くものとする。

第11条 区長は、前条の評価に従い、第9条第2項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持及び向上並びに経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として規則で定め

る場合にあっては、次に有利な者）を落札者として決定するものとする。

- 2 区長は、前条の評価に従い、第9条第2項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持及び向上並びに経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかった場合は、区長が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。
- 3 区長は、前2項の規定による決定をしたときは、速やかに、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるもの又は区長が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び第9条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

第2節 民間競争入札

（民間競争入札実施要項）

- 第12条 区長は、民間競争入札を実施する場合は、実施する公共サービス（以下「民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、速やかに、実施方針に基づき、民間競争入札実施要項を定めるものとする。
- 2 区長は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、公共サービス改革委員会の意見を聞くものとする。
- 3 区長は、民間競争入札実施要項を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、民間競争入札対象公共サービスの質、同サービスを実施する者を決定するための評価の基準、その他民間競争入札実施要項の策定について必要な事項は、規則で定める。

（準用）

- 第13条 第8条、第9条第1項、第10条並びに第11条第1項及び

第3項の規定は、民間競争入札に準用する。この場合において、第10条中「第7条」とあるのは「第12条」と、「前条第1項及び第2項」とあるのは「前条第1項」と、第11条第1項中「前条の評価に従い、第9条第2項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者」とあるのは「最も有利な申込みをした者」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「規則で定めるもの又は区長が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び第9条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

第4章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施

第1節 契約

(契約の締結等)

第14条 区長は、第11条第1項(前条において準用する場合を含む。)の規定により、民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス(以下「対象公共サービス」という。)の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

2 区長は、前項の契約を締結したときは、速やかに、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

(契約の変更)

第15条 区長及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、前条第1項の契約を変更することができる。

2 区長は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、公共サ

ービス改革委員会の意見を聴くものとする。

- 3 区長は、前2項の規定により契約を変更したときは、速やかに、当該契約の変更の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

(契約の解除等)

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の契約を解除することができる。

- (1) 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。
ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
イ 官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件又は民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
ウ 第14条第1項の契約に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
エ ウに掲げる場合のほか、第14条第1項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
オ 第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
カ 第20条第1項の規定による指示に違反したとき。
- (2) 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の対象公共サービスに従事する者が、第18条の規定に違反して、対象公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、公共サービス実施民間事業者との協議により契約を解除することができる。
- 3 区長は、前2項の規定により契約を解除するときは、前章に定める

ところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は区が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、前項の規定による措置を講じようとするときは、公共サービス改革委員会の意見を聴くものとする。

5 区長は、前2項の規定による措置を講じたときは、速やかに、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。

第2節 対象公共サービスの実施

(対象公共サービスの実施)

第17条 公共サービス実施民間事業者は、第14条第1項の契約に従って、対象公共サービスを実施しなければならない。

(秘密保持義務等)

第18条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第3節 監督

(報告の徴収等)

第19条 区長は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 区長は、第1項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、速やかに、公共サービス改

革委員会に通知しなければならない。

(指示等)

第20条 区長は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

第5章 区が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施

(官民競争入札対象公共サービスの実施)

第21条 区は、第11条第2項の場合においては、官民競争入札実施要項及び第9条第2項の書類の内容に従って、官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

第6章 公共サービス改革委員会

第22条 区の公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、区長の附属機関として、公共サービス改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、法第47条に規定する合議制の機関を兼ねるものとする。
- 3 委員会は、公共サービスの改革に関して優れた見識を有する者たちから区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会は、この条例の規定によりその権限に属する事項その他法に規定する事項を処理する。
- 6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する区又は公共サービス実施民

間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第7章 雜則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、公共サービスの改革の推進に
関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第24条 第18条の規定に違反して、第17条の公共サービスの実施
に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役
又は50万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号にいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に
処する。

(1) 第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報
告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁を
した者

(2) 正当な理由なく、第20条第1項の規定による指示に違反し
た者

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の
従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたとき
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部
改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和
39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

公共サービス改革委員会	日額 7,000円
-------------	-----------

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までにこの条例の規定に準拠して行った一連の手続は、この条例の規定により行ったものとみなす。

(提案理由)

区が自ら実施する公共サービスに関し、適切な競争を導入し公共サービスの改革を推進する必要があるので、この条例案を提出いたします。